

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 3年 8月20日 (金)		9時00分	開会
	令和 3年 8月20日 (金)		11時43分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、16名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	國岡 浩祐
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般質問について <ul style="list-style-type: none"> ①反問権について ②質問に対するホームページでの答弁について ③通告書記載例の改正について (2) 第16回全国市議会議長会研究フォーラム in 松江について (3) 8月11日からの大雨による災害について ・その他 ・議員間討議事項について
-----------	--

【開会前】

○石飛副議長

開会前だが、日程の追加についてお諮りする。本日の協議事項について、8月11日から大雨による災害についてを日程に追加することに異議はないか。

(異議なし)

異議がないので追加する。本日の協議事項は1点の追加があったので3点とする。引き続き開会前となるが本日は平成26年8月に広島市で発生した「広島豪雨災害」から7年目を迎える日である。

10時に、会場全員で黙とうを捧げたいと思う。

1. 開 会 【9:00】

○石飛副議長

(開会・進行)

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

おはようございます。新型コロナの感染症も全国的に蔓延しており、安芸高田市においても発症事例が見られ、未だ収束を見ない状況の中、今回の大雨による災害は、安芸高田市に甚大な被害をもたらせた。皆さんは議員としてはもちろんだが、一般住民として地域で色んな関係者の皆さんの支援にご尽力しているように聞いている。お互いにけがのないように住民の立場に立って、議員活動としての役割をして頂ければと思う。災害というのはいつ起きるか分からないが、こういう時こそ我々議員としての、あり方が問われることもあるのでよろしくお願いする。今日は9月の議会に関することについて、また大雨による災害の状況についても、熱心な協議をよろしくお願いする。なお、4者会議の件については、その他の項で状況報告をさせて頂く。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○宍戸議長

8月11日に安芸高田市成人者への祝辞の撮影があった。14、15日に予定されていた成人式がなくなり、成人式の代わりにビデオ撮影をして8月15日に成人者の皆さんへ配信するためである。議長として挨拶をさせてもらったが、15日も大変な災害の中で、どのような配信をされたかは確認していない。

○石飛副議長

ただいま、議長から説明があったとおりで、何か質疑等はないか。
(なし)

ないようなので、以上で議長報告を終わる。

(2) 委員長等報告

○熊高議会運営委員長

7月20日、8月11日に議会運営委員会を開催しているが、取り分け8月11日の議会運営委員会で、後ほど協議事項である一般質問等についての協議をさせて頂くのでよろしくお願いする。

○山根総務文教常任委員長

8月11日の議運の後に、9月定例会に向けて所管事務調査や報告等、

委員の方からの取り上げたいものについて、意見を聞いている。本日、全員協終了後、協議会をこの場で行う。

- 大下産業厚生常任委員長 (なし)
- 金行予算決算常任委員長 (なし)
- 新田議会広報特別委員長 議会広報の第70号が出来上がった。全員協終了後にメールボックスへ配付する。
- 秋田監査委員 7月21日に定例の例月出納検査を行った。午後に令和2年度決算概要説明を企画課から受け、7月26日から8月6日まで令和2年度決算審査、ヒアリングを行った。内容については部局の課ごとに令和2年度仕事目標の概要説明を受けた後、令和2年度決算事務事業評価シートをもとに説明、質疑応答を行った。その後、監査委員2名で分担し、調査様式1から10に基づき審査対象項目を課ごとに選択して執行部の説明を求め、質疑応答を行った。
- 8月11日に現地調査で3か所の調査を行った。1つ目は安芸高田市多文化共生拠点施設きらりを視察、2つ目は市有郡山住宅エレベーター棟修繕工事の視察を行った。3つ目として光ネットワークにおける美土里町の橋上無線局地域の有線化業務の視察を行った。
- 熊高芸北広域組合議会議員 (なし)
- (その他の会議なし)
- 石飛副議長 ご意見・質疑があるか。
- 新田議員 監査委員に伺う。昨年、副市長選任を予備費で執行されているが、監査委員が見て何か意見があれば聞かせてもらいたい。
- 秋田監査委員 その件については、100万円以上の仕事を主に監査していたので、監査はしていない。監査請求をされてはどうかというのはあるかもしれないが、直接監査はしていない。
- 石飛副議長 その他、質疑はないか。
- (なし)
- ないようなので、委員長報告を終了する。

(3) その他

- 石飛副議長 次に委員長報告の(3)その他に移る。
- 皆さんから、次回取り上げられたい案件や、協議の議題について意見があれば伺う。何かあるか。
- (なし)
- ないようなので、次に進む。

4. 協議事項

(1) 一般質問について

- 石飛副議長 「一般質問について」を議題とする。
- まず、議会運営委員長の説明を頂く。

○熊高議員

8月11日の議会運営委員会において一般質問についてを議題とし、3つの項目について協議したので合わせて報告をする。

- ① 反問権について、反問権について議員より反問権の在り方や基準を設けるべきとの意見があった。反問権は平成22年から運用しているが平成23年に規則の一部改正を行い、これまでの質問の趣旨を問いたずら反問から論点や争点を明確にする為、質問の狙いや考え方も聞くことができる反問へ改めたことなど、これまでの経緯を確認させてもらった。一般質問について、執行部の体制が変わり反問権の使い方も変化をしている。今後においては質問の趣旨をより明確にして質問できるよう取り組むこととし、反問権の今後の在り方については継続して協議していくことを委員会で確認をさせてもらった。尚、意見がある場合は今後の参考にさせてもらうのでよろしく願います。
- ② 質問に対するホームページでの答弁について、令和3年第1回定例会での武岡議員の一般質問に対する市長の答弁に於いて、後ほど書面で公表するなどの回答があった。その後回答がないとの指摘が議員よりあった為、確認をすることとなっていた。対応について確認を行ったところ、市のホームページに掲載されていることが分かった。この度の件については本会議中に注意をしていないということからこのまま認めざるを得ないが、次回より必要があれば訂正、修正、または議事を止めて注意するなどの対応を行うことをみなで確認した。
- ③ 次に通告書記載例の改正について、一般質問の通告については既に皆さんに届いているとは思いますが、通告書の記載内容についてより分かりやすくするよう通告書の書き方を改めるものとした。主な内容は一つの質問に対して一つの答弁となるよう一問一答方式の質問の項目をより明確にし、執行部が答弁をしやすいよう通告書の記載を改正するものである。尚、この記載例は第3回定例会より運用することとする。また一般質問の提出期限は8月30日正午としたのでお願いしたいと思う。その他一般質問の答弁について報告する。一般質問における答弁は市長、必要がある場合、部・課長に対して答弁を求めることとし、質問者が市長の答弁に対して、内容が不十分であると思った場合には、議員それぞれが質問の中で対応していくことが原則であると確認した。資料の詳細については事務局から説明する。

○國岡事務局次長

まず、反問権が付与されるまでの経緯から説明する。

A4 縦長の資料、1番の一般質問一問一答方式要領の運営の経緯についてだが、一問一答方式要領は平成22年1月に制定し、同年の第一回

定例会から運用を始めた。議会と執行部の双方が課題を抽出する形で見直しを行い、現在の運用は執行部の意見要望に議会が対応する形で改善したものであるとしている。

資料の 2 番に、調整の経緯と内容について示している。まず、通告書の課題については、「数値を質問される場合の通告書の記載。」「項目だけの記載の為、質問の趣旨が分からず適格な答弁が行えなかった。」「質問事項欄で質問を整理する場合や、要旨欄で質問を整理する場合が混在し、質問と答弁が一致しない場面が見受けられた。一問ごとの区切りを明確にしてほしい。」ということがあった。続いて 2 番の課題、質問方法については「質問が次に移る場合は、明確にしてほしい。」3 番の反問権については、「現在は質問の趣旨を聞くものであるが、幅広い議論を行うことにより、論点や争点を明確にするため、質問の狙いや考え方も聞くことができる反問権を付与してほしい。」4 番目、「通告外の質問があり、真意を欠いた答弁を行う可能性がある。検討をしていない質問には、十分な説明が行えない。」とあった。

(2)の議会内の調整だが①から③までで議会運営委員会、全員協、本会議など協議の経過をここに記している。③の部分だが、こちらで平成 23 年第 1 回臨時会において会議規則の一部改正を行い、執行部の意見要望通りに反問権を改正したことについて記している。

次に(3)の通告の際の注意事項である。「一般質問は通告制となっている。当日質問される質問内容については具体的に通告書に記載して下さい。特に件数や金額など数値的なものを質問される場合は、あらかじめ通告をお願いします。」としている。これは現在の運用と全く同じものでその当時から執行部からの意見要望通りに議会が対応しているものである。裏面は、今後の課題を記している。現在の運用が開始された平成 23 年はインターネットによる議会中継を行っておらず傍聴者やホームページでの会議録閲覧数は非常に少なかった。今般、傍聴者は大幅に増加し YouTube による議会中継の視聴者やホームページでの会議録閲覧者も格段に増えており、本会議における発言の責任、影響は一層大きくなっている。先日、一般質問に関する議会独自の改善事項を確認したが、傍聴者や YouTube 視聴者に分かりやすく、より充実した一般質問を行う為には執行部との調整による改善も必要であるとしている。一般質問は十年前に改正された運用を現在も続けているが、傍聴をめぐる環境は大きく変化しさらに市長も交代されている。一問一答方式は議会の考え方を執行部に従わせているのではなく、執行部との調整により、より良い一般質問を作り上げてきた経緯がある。先程、委員長から検討を進められることを述べられたが、この資料は

これまでの経緯を熟知してもらうための資料として、説明させてもらったものなので宜しくお願いする。

次に2枚目の資料、3月定例会における武岡議員の一般質問に対する市長の答弁について、をご覧いただきたい。本件は執行部が武岡議員の一般質問の答弁をホームページに掲載したことについて、記載時に議会へ連絡がなかった所以对応について確認するようにとの意見があったので、事務局から確認をしたものである。

まず1、答弁内容について(1)(2)に本会議での市長の答弁の抜粋を記している。

(1)の新型コロナウイルスワクチンの質問では、広報あきたかたの中でも特集を組んで情報は発信していく。具体的などころについては「後ほど書面で公表させていただきます。」「後ほど正確に公表させていただきます。」など以下その下に続いて後ほど公表すると答弁されている。

次に(2)の結婚サポート事業の説明では詳細はそちらをご覧ください。「当方からも改めて開示はします。」と答弁はされている。

次(3)について、市のホームページで公表された答弁だが、この裏に別紙をさらにつけさせてもらっている。別紙「3月定例会における武岡議員の一般質問に対する市長の答弁について」にあるように、上段がコロナワクチンの接種の回答で、真ん中から少し下の部分から結婚サポート事業についての回答となっている。結婚サポート事業この回答書の右、下から2番目の枠の部分(1)から(3)の部分は八千代中学校の生徒議会で結婚縁結び事業を廃止する理由として同様のものとなっている。資料に関する答弁の説明は割愛する。

2番の執行部への指摘注意について、ホームページに掲載された武岡議員の質問に対する市長の答弁は、議員に答弁した内容のとおり実施されている。本会議中に市長が文書で公表すると発言したことに対し議会が注意をしていないため、言及することは難しい。としている。市長が本会議の中で、文書で公表すると発言された際に認めないと言った注意をしていないので、文書で公表することを容認したと受け取られても致し方ない部分がある。従って本件に対して執行部を注意することは難しいと考えている。事務局としても議事進行の中で注意できなかったこと、とっさの判断ができなかったことを深く反省しており同じ失敗を繰り返さないと考えている。

最後に3番の今後の対応についてである。この部分は先程委員長の報告があった全員協議会の協議結果を記している。今回のホームページでの答弁は認めざるをえない部分があるが、今後執行部が後ほど公表するなどの答弁をした場合、議長が議事を止めて、注意し答弁を求

めるなどの対応を行う。議事進行に関する判断は議長及び事務局が行う。ということを確認されている。この資料に関する説明は以上で終わり、最後に一般質問記載例の説明をさせてもらう。

本件は6月に開かれた議会運営委員会と全員協議会において、すでに了解いただいた一般質問に対する改善事項の趣旨に添って記載例を改めたものになる。1項目に複数の質問を記入された場合、市長から指摘されるケースがあったので質問を分かりやすくする為に、大項目、中項目、小項目に分類するとしたものである。質問項目、質問事項の枠にある1、安芸高田市の地域づくりの部分が大項目に該当する。要旨を具体的に記入の事、要旨欄の枠にある「安芸高田市は合併後、地域振興会を中心から以下の二点について伺います。」の部分までが質問の要旨になる。要旨の記入についてはこの部分の右側の部分の枠にあるように、質問の意図や考え方を具体的に記入することで傍聴者やYouTube視聴者に質問内容が分かりやすくなる他、執行部に質問の意図が伝わり反問が減ると見込まれると考えている。

その下の(1)(2)の部分が中項目に該当し、①②の部分が小項目に該当する。尚、記載例の下段、※の太字の部分だが先程、反問権が付与されるまでの経緯で説明をしたものと同じであり変更はしていない。例文に添って記入して頂くことでこれまで以上に質問の趣旨や内容が明確になると考えている。9月定例会の一般質問の案内から提示することとなるので宜しくお願いする。

○石飛副議長

ただいまの説明について、意見があるか。

○山本(数)議員

武岡議員の3月の一般質問の例を分析の中であげているが、私の質問の時には全てが反問権だったと感じる。議長に反問権にあたらないと申し出たが、議長に反問権にあたるという考え方を示された。自分はそのままだにしているが、あの時の市長の反問権は、ここに示されている反問権が付与されるまでの経緯の2の調整の経緯及び内容、3の現在は質問の趣旨を聞くものであるが、幅広い議論を行うという表現がしてあるが、これらに果たして該当していたのかと思う質問が市長からあったように思う。今回、武岡議員の反問権に対する例題を挙げてもらっているが、事務局で私の関係の反問権を分析してもらうことはできないか。

○熊高議員

山本(数)議員が言ったようなこともあると思う。今回の議運では具体的に検討することを想像していなかったので、検討していない。必要ならば、やり取りの議事録を確認するような形を事務局に指示をして、その上で議運の方で検討するということになるかと思う。ここでは多分事務局も答えることができないので、議事録を確認して、その部分を抽出して、議運にあげるという形にした方がいいという気

がする。

○山本(数)議員

熊高議員の言う通りにしてもらいたいと思う。

○石飛副議長

他に何か質問はあるか。

(なし)

ないようなので、今の一般質問の案件について先程の説明の通り進めさせてもらうことに異議はないか。

(なし)

異議なしと認めそのように決定した。

以上で一般質問についての件を終了する。

(2) 第16回全国市議会議長会研究フォーラム in 松江について

○石飛副議長

次に「第16回全国市議会議長会研究フォーラム in 松江について」を議題とする。

事務局より説明をもとめる。

○森岡事務局長

それでは「第16回全国市議会議長会研究フォーラム in 松江について」の開催の説明を口頭で説明する。毎年全国市議会議長会研究フォーラムが各県持ち回りで開催されている。本年は島根県松江市が開催の場所となっている。開催日については令和3年11月17日、18日場所はくにびきメッセ島根県立の産業交流会館である。この研究フォーラムについては政務活動費を使って行っている経緯がある。この研究フォーラムは申し込み制になっていて8月18日の10時からすでに受付を開始されているところである。ただ、昨今の新型コロナウイルスの関係で政務活動費の使途についても、色々と協議をもらいながら制約がかかってきている状況がある。現在も緊急事態宣言が出ている地域、県をまたいでの移動については、なるべく控えてもらいたいという県の方針を受けて本市の方もそのような状況にある。申し込みをしても11月17、18日で行けない可能性もあるが、申し込みをする場合は冊子が1部届いているので控室に置く。申し込みは事務局を通してになる。期限は8月31日の17時までとなっているので宜しくお願いする。

○石飛副議長

ただいまの説明について質疑はあるか。

○金行議員

事務局の方から県自体で自粛との中で、申し込むというのが理解できない。皆さんどう思われるか分からないが、自粛なら議長だけ行かれるとか、皆さんに聞いてもらいたいが。

○森岡事務局長

矛盾している話をしているのは、重々承知している。ただ申し込みをしないと参加が出来ない。申し込みをして抽選して、当たるか漏れるかは運次第だが、11月の17日、18日がやはりコロナが終息しないというのがあって、行ける状態なのに行けないということが出てきてはいけないので、申し込みはされる方はしていただきたい。11月17

日、18日にやはりコロナが終息しないということであれば向こうの方から開催しないという話になるかキャンセルという形になる。キャンセル料は発生するので、ご了承いただきたい。

○石飛副議長

何か他に意見はあるか。

○田邊議員

政務活動費の扱いでという話だったが、他市への視察であるとか条件としては3名以上でというふうに聞いたが、これは1人で行くと言っても政務活動費の扱いなのか。

○森岡事務局長

研究フォーラムという形にはなっているが、これはいわゆる視察の方には含まれないで、研修の方に含まれるので1人でも行けるという解釈である。

○石飛副議長

他に意見はないか。ないようなので先程の説明の通り進めさせて頂くことに異議はないか。

(なし)

ないようなので、異議なしと認めそのように決定した。

以上で第16回全国市議会議長会研究フォーラム in 松江についてを終了する。

(3) 8月11日からの大雨による災害について

○石飛副議長

8月11日からの大雨による災害についてを議題とする。事務局の方より説明を頂きたい。

○森岡事務局長

それでは、配付させてもらっているものが、「令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について」という1枚物の資料と、それからクリップ止めをしている「大雨対応状況」という資料2とつけたもの、「8月11日からの前線停滞に伴う状況について」資料1とつけたものがある。3つ目が「安芸高田市道路通行止め情報」ということで資料3をつけている。それから「八千代町の山腹崩壊箇所への対応について」写真の資料が、両面刷りのもの、「吉田町山部地区山林土砂崩れ箇所」ということで資料4とつけているものがある。これらの資料をつけている。

最初の資料2の大雨対応状況だが、災害対策本部の会議資料のものである。状況の資料については、8月11日に大雨注意報が発令されて以後、どういった対応と、会議をしたのかを時系列で示したものである。11日の21時15分大雨注意報が発令されて注意体制に入っている。12日になるが10時30分に臨時幹部会議を開いて避難所の開設について協議が進んでいる。下の方に12日の20時第一次警戒態勢をとっており、そのうち20時30分に第一次警戒態勢の強化を進めている。これは大雨の警報土砂災害浸水害が発令されたので、そのような体制をとっている。20時30分には管理職以上がすべて集合した。その後23時であるが災害対策本部を設置し、第1回の本部会議を開いている。

以降、警報が解除になったり新たに出たりという所も記載しており、本部会議でどういった対応をしたかとの記載している。本日、9時から災害対策本部会議があり、本日の会議をもって25回の災害対策本部を開いているという状況である。警戒レベル3を解除したところではあるが、まだ被災の状況等危険な箇所があるということで災害対策本部の方はまだ設置をしている状況である。次に「8月11日からの前線停滞に伴う状況について」ということで、状況については毎回本部会議で中身を新しいものに変えている。19日の15時現在のものである。避難所の状況、被害の状況、赤い文字に記載されたものが新しいものになる。道路状況だがこれは別に資料があり、国道の関係、県道、市道の関係を1枚物にしている。市道の関係について2枚に渡り通行止め情報等が示されている。これもやはり赤字で記載された情報が新しい情報となっている。

次に写真が入った資料がある「八千代町の山腹崩壊箇所の対応について」、上根の末石地区というところで山腹が崩壊して危険な状況となっている。山の幅が27メートルに渡ってずれており、縦の状況についてはかなりの範囲で50メートル以上というような話を聞いているが、下流域の家が近い状態であるので危険な状態ということで、避難の指示をして避難をしている状態である。ただ夜は避難するが、昼は仕事等がある為、避難所から帰るという状況である。裏面には被災箇所の状況を写真に撮っているものがある。こういったかなりの1メートルのズレがある場所もあるので状況を見ながら現在はブルーシートで覆っているという状況である。雨が続けば、これが崩落するという危険があるので、職員が順次現在の状況を確認したものである。

もう1枚資料4ということで写真付きの物がある。吉田町の山部地区山林土砂崩れ箇所で、これは1枚表だけの資料であるが、この場所については郡山の毛利墓所の裏側に山部ニュータウンという分譲地があるが、その分譲地の上に2カ所程山腹に亀裂が入っているという情報があり、その2カ所について林務や建設の関係者等が調査をして、危険な状態であるという判断で、下流域のニュータウンの方々各戸を訪問して避難している状況である。アージュに避難している家もあるが、事情があり避難していないという状況もある。ただ避難指示ということで市の方は対応している状況である。これも様子見を職員が随時している状況である。

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について資料を付けている。広島県は2市1町に災害救助法を適用したということで広島市安佐北区、安芸高田市、山県郡北広島町が適用となっている。法適用日は8月12日となっている。災害救助法につい

ては申請をして適用を認められるというものであり、内容については市町村が実施主体となり、法を適用して事務を進めていく必要がある。被災者が罹災証明を取り、措置をされた部分に国・県から最大 9 割補助するというもの。全部が全部補助出来るというものではないが、該当するものについては措置がとられるとご承知おき頂きたい。

○石飛副議長

ただいまの説明について意見はあるか。

○南澤議員

もう少し詳しく教えてほしい箇所がある。今、避難指示が出ているのは吉田と八千代の 2 件と聞いているが、他に避難指示の出ているところがあるのか。

○森岡事務局長

多治比川の関係でまだ完全には仮復旧がなされていないということで崩壊した下流域については避難指示が出ているところである。

○南澤議員

避難指示は資料としてはまとまっているのか。指示がどれくらい出ているのか情報がどこかにあるか。

○森岡事務局長

申し訳ありません。資料 2、4 ページに避難地区で記載しているが、何戸、何名というような表示はしていない。

○山本（優）議員

最後に国・県から補助金があると説明があったが、市からの補助金については何か決まっているか。

○石飛副議長

それは市単独か。

○森岡事務局長

市単独についてはこれからの協議になると思われる。罹災証明等で救済できる部分については、まずは市が立て替えをして災害救助法や、今後認められるのであると思うが激甚災害での動きになると思う。

○山本（数）議員

さっき激甚災害の話が出たが、激甚災害は市長が国へ申し出て指定を受けるのか、それとも被害の数字によって県知事が申請をして指定を受けるのかよくわからない。いずれにしても、市長が県や国に激甚災害の指定を受けるようお願いをしないとイケないと思うが、そこら辺がもしあるのなら議会として激甚災害の指定を受けるように市長に動いてもらうような要請行動をとるべきだと思うが。

○石飛副議長

ただいまの山本（数）議員の発言は、説明に対してではなく、その他の協議内容でして頂ければと思うのだが、どうか。

大雨に関する災害についての説明について質疑があるか。

○熊高議員

これもその他の項に属するのか微妙だが、災害中のことなので何点か確認したい。今回、かなり厳しい長期に渡る災害対応で、執行部もずいぶん苦労しているが、議会、議員としてどう活動するかというのを事務局長とも話した。市民からの情報や苦情が私たち議員に入った時に、どこへどう伝えるかというのが非常に曖昧である。私も事務局に相談しながら行ったが、災害対策本部が時間を刻んで会議を行っているので、そこらへ反映してもらうということになるのだろう。避難指示によって自主的に避難した人とで、避難所での食料等の対応が違

うというのを十分理解していなかったもので、そういうことの確認をしたり、避難所の環境についてプライバシーがなかなか保てない状況があるというような情報も入る。新聞を見ると、北広島町は小型のテントでプライバシーをとったり、川根では段ボールで囲いを作ったり、エアベットが設置してあったりするが、今回市長から議員が直接、職員との連絡をかなり厳しく通達した直後であったので、直接、我々も執行部に聞くというのが難しかったりする。避難所に出かけてみるというのも、議員活動としてできることもあるが、そうすれば職員に気を遣わせるというのもあるので、議員としての活動というのも制約がある部分もある。しかし議会としてまとめたの行動や、議員としての活動はそれぞれ議員の責任ですればいいが、情報の受発信のどこでどうするかということ。事務局も執行部の一員として災害対応にあたっているもので、非常に厳しい職員体制である。事務局に全て言えば事務局や担当課がやってくれるということにもなるだろうが、そしたら事務局も非常に厳しい状況に陥っていくと思う。こんなに長期になると、事務局というのは基本的には議会の活動をさせるというのが基本と思うが、そのへんのところをこの際整理をしたい。それについて事務局や、議長の考えがあれば伺いたい。

○森岡事務局長

事務局からの考えなど伝えたいと思う。10時になるので休憩を取って頂きたい。

○石飛副議長

暫時休憩とする。

時間が参りましたのでそれでは皆さんご起立下さい。平成26年8月に広島市で発生した「広島豪雨災害」から7年目を迎えます。黙とう。

【黙とう】1分

【暫時休憩 9:59~10:14】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

事務局より説明をお願いします。

○森岡事務局長

先ほどの意見について、事務局や議長の考えを説明する。

(資料「災害時における議会体制」により説明)

熊高議員からの指摘の件だが、緊急を要するものは災害対策本部へ伝えている。それぞれの部署に伝える必要があるものは、通報を受けた時点で連絡している。避難所についても、自主避難と避難指示で食事の内容が違いもある。自主避難所を設けた時点では、食事は自分で用意するようにアナウンスしているが、自主避難が避難指示に変わって、初めから自主避難していた方も、同じように食事が配られる。避難所のパーテーションやテントについても、他市町で手厚い状況があるが、当市では物が全部揃っている状況ではない。あるものを活用している。避難所のテントや仕切りも出し惜しみをしているわけではな

く、すべて出している。メインの避難所は常設できるが、避難所を増設する段階では、そういった物が不足したり、まったくない状況もある。職員がメインのところから持っていくこともできないので、現場は苦慮している。テントやベットを使う際は、配慮が必要な人を優先している。車椅子の方には、ベットを使ってもらったり、別室を利用してもらったり、配慮をしておき、プライベートを確保しないとイケない人には、テントを使ってもらっていると聞いている。全員に行き渡らないという状況もあるので、ご理解いただきたい。

議員の行動制限の話だが、市長から話があったのは、議員があちこちに動いて指示をするなどという話ではない。緊急性のないものは、職員個人の携帯電話にかけるのは控えてもらいたい。休日や、時間外に電話をかけるのも控えてもらいたいということ。議員の行動制限をするものではない。

○熊高議員

詳しく状況を説明してもらい、理解できたと思う。平成21年といえは私は議員ではなかったと思うが、そういったことも今回徹底できればよいと思う。市長の職員との関係は、局長の説明した意味だと受け止めているが、こういう緊急時に直接連絡することにより、本当に忙しいのだと思う。この前、建設部長に緊急の用事で連絡したが、その時ちょうど稲田橋が越水した瞬間ぐらいの時だった。県の職員も来て大変なのだ。ただ、私が言いたいのは、大きな廃棄物処理で情報があればすぐ連携してほしいと要請があったので、緊急を要すると思い電話した。ありがとうございますといって、やり取りできた。私も判断しながらやり取りするのだが、そうではなく、議会としてこういうことが、むしろ事前にきちんとできていれば、よかったのではと思う。今日もちょうど雨が落ちていたからよかったが、タイミングを見ながら会を議会として招集する判断が必要と思う。執行部は執行部として、議会は議会としての有り様を今一度確認できたらと思う。市民からの情報・要望が出た時に、事務局長を通して確認はするが、それをどう返していくかがある。言っぱなしというのはいけない。今回、先ほどの避難所のプライバシーというのは、今回コロナ禍なので、これでいいのかという声があった。確かにコロナと災害も重なっているので、心配して言われていた。先ほど、局長の説明で、物があるないで、ないのだろうなという思いで、次からはいいようにしますと伝えていきますということしか言いようがない。場所によって、状況は違うと思う。それをどう伝えるかは、私達は市民から言いやすい場にいると思うので、整理していきたい。電話番号などの連絡先を大きく記載したものを事前に配っておくとか、こういうときには事務局に連絡するとか、直接総務部・災害対策本部にするとか、分かりやすくして

ほしいと思う。

当初、行方不明の捜索というのがあったが、あれつきり情報がない、事務局に聞いたら、警察のほうから止められたという話だったが。止められている情報で、消防団に捜索させるのは矛盾しているのではと言ったが、情報はきちんと出してもらいたい。出せないものなら中途半端に出す必要はない。その後経緯が全然わからない。消防団を動かすには、それなりに情報を出さないとできないと思う。それがどうなったかこの先確認していきたいと思う。

○森岡事務局長

行方不明者については、不明になったとわかった時点で、市へ情報が入ったと聞いたが、災害に関連したものかどうかがわからないということであった。わからない状態で捜索願が出て、消防団を動かしたと聞いている。その後、警察が捜査する事案なので、公表は控えてほしいと聞き、対策本部の中でも経過について話はなかった。現在の状況も把握していない。

○熊高議員

出した情報は始末をしてくれないと、いつまでもどうなっているのかと気になる。情報が錯綜することもある。我々も一定の特別職の公務員なので、必要なことは守るよう義務付けられている。情報だけは正確に最後まで提供するように要望する。

○南澤議員

随時、対策本部の情報をメール・FAXで送っていただきありがとうございます。受け取った情報は、行方不明者のものもあるが、その他市民にも有益なものもある。外に提供してもよいか。その辺りの考え方、決まりがあれば教えてもらいたい。

○森岡事務局長

災害対策本部での情報は基本、市民に伝えるべき情報だと思っている。ただ、行方不明者については、対策本部の中で一度しか情報が出てきていない。消防団の幹部がいるので、その場で出たのだと思われるが。それについては、マスコミも知らない中で、伝えるべきでない情報だと思う。ただ、対策本部の中で出てしまったので、言えないところではあると思うが。情報を取捨選択しながら伝えてほしいというのは、難しいと思うが。ただ、流している情報は市民に伝えるべき情報だと思っている。

○山本（数）議員

この場の質問に該当するかわからないが、昨日支所に行き、水路が埋まっているので、土を取ってもらえないかと言った。そしたら、支所の職員が、市長からメールがあり、市議会議員は直接市長に言うようにとメールが入っているそうだ。職員に、市長に直接言うよう言われた。今の事務局長の説明と支所の職員との話が食い違う。先ほど、熊高議員が議員の行動制限を市長が言われていると言われていたが、その内容とも違う。事実どのような内容がメールで流れているのか確認は出来ないのか。今から市長のところへ行って言わないといけない

のか、私は情報提供に来ただけだと言って帰った。今も、市民から沢山、連絡が入ってきている。そのたびに市長に言いにくいといけないのか確認したい。

○石飛副議長

議会運営と事務局体制とあると思うが、今の項目は大雨についての協議事項だろう。先ほど激甚災害の認定については、今から議会としての行動の意味合いで言われたと思うので、議長から4者協議や議会の動きについて合わせて説明してもらえればと思ったのだが、今は、話が膨らみだしている。

暫時休憩する。

【暫時休憩 10:43~10:48】

○石飛副議長

休憩と閉じて、会議を再開する。

その他、質問があるか。

(なし)

ないようなので、事務局の説明のとおり進めることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定した。以上で、「8月11日からの大雨による災害について」を終わる。

5. その他

○石飛副議長

その他の項に入る。

議長より4者会議、災害における議会对応について説明又は、意見を頂く。

○穴戸議長

先ほど、あいさつの中で触れたが、7月27日の4者会議の内容について、音声を書き起こして、事務局から議員へ伝えている。その時の話は議長副議長とも、次からの4者会議には行きませんと言っている。その後一度4者会議があったが、以降4者会議に出席していない、出席する意思は毛頭ないという気持ちである。7月27日の市長の発言だけが原因ではない。これまでの4者会議の内容は全く会議にならない。よって、意見もかみ合わないし、政策論も何もなく、個人情報的なこともあった。トラブルもあった。正副議長としても課題をあげて、これは4者会議の意義があるだろうかと色々と協議した。結果的に7月27日にそういう発言を私をしたということであるから、この市長の発言によって行かないということだけではない。今後どうやって対応していくかについて議員の皆さんに意見を聞きながら、対応することになると思う。現時点では、議長としては4者会議には出席しないということ伝えておく。これ以後、市長からも特に何もなく、現在に至っている。まず報告をしてお返し、理解してもらいたい。

災害対応についてだが、熊高議員からも話があったが、災害時における議会体制の考え方、大変難しい状況だと思う。これは全国的な課

題だと思う。地方議会人とかガバナンス議会関係情報誌など、控室に配っているが、その中にもこのことについて、どう対応したらいいか書いてある。もし事務局がまとめられれば、皆さんに参考資料として配ることも可能だと思う。そういう情報があることを承知してもらいたい。災害時に議会対応といっても、対策本部が設置されている中、議会は議会としての体制作りというのは、むしろ執行部との災害対応についてあまり深い介入をしていくと、執行部もやりにくいというのがあるかもしれない。皆さん議員活動の中での対応をすると思うが、議会として執行部としての対応というのは、難しいということだろうと思う。今後の課題とすることは大事なことである。災害が済んだ後の対応を議会として出来ることは何かと議論する場があればと思う。災害については以上である。

○石飛副議長

このことについて、何か意見があるか。

○南澤議員

4 者会議の件だが、3 月定例会で議会として、居眠り・恫喝以外に議会は対話する意思はあると伝えている。この度 4 者会議に出席しないという話だが、市長と議会の対話をどう維持していくか、我々で協議する必要があると思うが、考えを伺う。

○大下議員

議会として動くのではなく、4 者会議は色々な情報の打ち合わせをしていたのが、今そうでなくなっているの、議長が出席しないと言われただけ。それに議員がどうこう言わなくてもいいのではないか。議長が出ないと決めたので、我々も前から 4 者会議は止めたほうがいいと言ってきている。それでいいと思う。

○秋田議員

4 者会議は、正副議長の判断で出ないということで、内容、状況色々理解できる。南澤議員の言うように私も思うのは、全員協議会に執行部も出席しない、4 者会議も行わない。ただ、対話を求めるのは別として、議会と執行部の接点がなくなっているような気がする。市民から見た時に、何かの時に執行部と話ができる場が必要ではないか。今後の対話については、議員と話をして検討しなければならないと言った。そういった進め方を私はして頂きたいと思う。

○山本（優）議員

南澤議員が対話をするべきではと言ったが、政策論は行わないと議長も皆さんも言っていない。それが、政策論や報告が出てこない、対話もしないのでは、議会としては受け入れるものが出てこないの、対話のしようがないと私は思う。執行部から言わないようにしている。政策論などの提案を今まで行ってきていない。副市長の件は、済んでいる。提案してきた時には対話をして、討論し、質疑を行った。その他のことで何かあるか。全員協議会に出席しない、報告をしないのは執行部が言っている。私たちがするなと言っているわけではない。それをせず、対話を求めるというのは、向こうから対話を求めるように

しないといけないのではないか。

○南澤議員

市長サイドの肩を持つわけではないが、副市長案件否決後に意見聴取したいとあったと思う。議会も執行部が考えることだということではねのけているが、事実としてどちらか一方が 100 パーセント悪いわけではなく、歩み寄りが必要だと思う。このまま接点のないまま安芸高田市全体のために良いとは思えない。張り合っているかもしれないが、どこかで折り合いをつけるべきと提案する。

○山本（優）議員

議決した後に、皆さんの意見を聞きたいと。議決の時に、討論質疑を全部しているのではないか。それ以上何を聞くのか。ちょっと違うのでは。

○先川議員

先ほど議長から説明を受けた。我々が選んだ議長に国語力がないとか、本当に侮辱している。私は物凄く腹が立っている。先ほど議長はその件だけでなく色々あると言ったが、この原因を起こしたのは市長である。ただ、この状態が良い状態とは思っていないと全議員や市民が思っている。誰か市長にちゃんと言うよう言うべきだ。もしあなたがそう言うのなら。

○石飛副議長

ここで、暫時休憩とする。

【暫時休憩 11：02～11：16】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

○熊高議員

まず 1 点、災害時の議会体制、先ほど議長が非常に難しく全国的にも課題があるのだということだが、全国的に難しいからそれに準じてうちもおいておくというのではいかがなものか。うちのうちなりのどういう方法でいけばいいのか、参考にして行うというのをしっかり提案をして頂くのを要望しておく。

2 点目の 4 者会議の件、大下議員の以前から言われた通り、やめるというのは私もやぶさかではないと思う。意味のないものならやめればいいし、どこから発生したかも分からない 4 者会議なので、これは私も賛成である。ただ、配付された最後の議事録の文書の中身に、国語力がないというようなことについては、先川議員が言われたが私も非常に憤っている。このことは整理をしないと、正副議長だけの問題ではない。議会が選んだ、正副議長に対してそのような発言をしたということは、どこにどういう問題があったのかという問題も含め、原因究明をして議会として対応をするべきだと思う。局長に少し中身について聞いたが、客観的とかいう言葉があったのですかね、それも立ち話的に聞いたことなので、どうしてそういう文書になったのか中身について分析をした上で、こちらに非がないのなら、きちんと市長に申し入れをする。このことで、整理をしてもらいたい。その上で、4 者会議をやめるのであれば賛成である。

3点目、議会と市長の接点がないという件で、確かに今の状況は異常である。本来なら災害後の全員協議会に市長が来て、状況報告なり、議員の意見を聞くというのが本来の姿である。そういったことができないのは異常だと思う。全員協議会で政策のことについて話ができるので、議長から市長にきちんと話をし、そういった話をする場を作ろうということで、ある程度接点を持てるのではないかという気がする。それに関連して以前出された文書の中で、客観的という項目に色々当てはまると思うが、こちらから政策とか財政にかかることの協議をするのはやぶさかではないということですべてきている。そのことに関して先ほどの国語力がないということに繋がってきたので、整理を合わせてするということで、全員協議会で財政・政策についてやっていこうという方向性をきちんと出せば、秋田議員が言ったようにそこから接点を持つということだ。その上で、委員会が機能するようにしっかりとやっていく。委員会が詳しくきちんとした議論ができるので良い。全員協議会は相互の情報発信の場なので、委員会で決めて、最終的には本会議で決めるわけなので、そういった流れを最終的に構築してもらいたい。

○田邊議員

災害発生時の議会の体制については、いわゆるBCPがない認識でよいか。

○森岡事務局長

BCPはない。議会がどういった対応をするかの取り決めはない。

○國岡事務局次長

補足説明する。議会の対応が2種類ある。田邊議会の言われたBCPは業務を継続する計画で、例えば本会議定例会の会期前や会期中に起こった時に、どういう動きをするかというパターン。閉会時に会期が遠い時期の災害発生時の体制、それから災害初期、発生時から3日後とか1週間はどうするかなどの閉会時の体制はBCPとは関係ない。閉会時の体制が連絡だけで終わっているのが現状である。BCPが以前の課題である。

○田邊議員

閉会時のBCPがないということなので、連絡体制など必要だと思う。熊高議員が言ったように、今後作るべきだと思う。いざ作るとなった時は、どこかの所管の委員会で作るものなのか、全員で作るものなのか、事務局で作るのか、そのへんの手順があれば教えてもらいたい。

○石飛副議長

暫時休憩とする。

【暫時休憩 11:24~11:25】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

○森岡事務局長

先ほど指摘された件は、熊高議員も要望していたが、議長預かりとし、事務局も検討しながら、必要であれば委員会ということもあるかもしれないが、一般的には議会運営委員会で諮るようになると思う。そのような形で進めさせてもらえればと思う。

- 山本（数）議員 この度の災害で、市長から議員の行動制限の指示が職員に出ている件をこの場で明らかにしてほしい。
- 熊高議員 先ほど言おうと思っていたが、議会運営委員会に書面が出ている。その書面が全議員に渡っていると思っていた。それを確認したかった。それによって協議が全然違ってくる。
- 森岡事務局長 今、配付したものは8月6日付けで市長から議長へ通知したものである。最下段にこのことを全議員に周知徹底をお願いするとあった。ただ、配付しただけで、説明しないとわからないので、全議員が揃う本日、こういった形を出すことになった。遅れて大変申し訳ないのだが、先日11日の議会運営委員会でも出している。この文書について、主語がないので内容がよくわからない状況だと思う。「市議会議員からの問い合わせについて」を朗読すると、「市議会議員からの市職員への問い合わせ等については、市職員の個人携帯電話ではなく、担当部署へ行ってください。市職員からの問い合わせ等については、市長から回答するようにします」。これだけを見たら意味が分からないと思う。まず、前段の趣旨が入っていない、趣旨は議員から市職員への問い合わせについては、時間外や休日など、職員が業務を離れている時間帯に市職員の個人携帯にかけないように。平時の職務時間に担当部署に固定電話にかけてくださいということが、趣旨である。議員から平常時に連絡を受けた件については、市長が集約をして、回答しますというのが中身である。議員の行動制限をするものではない。そういった内容のものが職員にメールで通達されているというのは、私も知っている。職員の受け止め方が全然違っている。職員同士の受け止め方が違うので、議員が言ってきたことは聞けないという返答になっているのだと思う。まったく内容が違うので、そういった説明をさせて頂く。
- 山本（数）議員 これを読む限り、災害に関してではなく、すべてに関してこの内容で行うということか。
- もう1点、災害における議員への連絡体制というところで、議会開会中とは別だと説明があったが、「1-3 災害発生・被害状況の通報という欄があったが、議員が得た災害発生・被害状況は、対策本部または、各災害対策支部に電話・FAX等で連絡」とあるが、備考欄に「緊急な案件以外は、災害対策本部総務企画部総務班（議会事務局職員）へ連絡」とある。「災害対策本部の議会事務局職員をお願いします」と言って、「こういった対応はできないのか」と言って、そういう取り組みをしなくてはならないのか。
- 熊高議員 先ほど冒頭で言ったが、議会事務局を通して執行部へ言えばいいし、支所だったら支所へ電話すればいいし、そういうことの確認ですよ

と先ほど言った。そのことを聞いてきちんと確認すれば、山本（数）議員が言ったことでいい。そのためにこの紙を配って話したのではないか。直接、執行部に電話するのではなく、議会事務局通して全部行えば良い。こういう通知が出た以上、それしかない。だから議会事務局が大変でしょ。議会事務局体制が厳しくなると、先ほど言った。すべてそういう流れになってくる。緊急的な事は議員の個別の判断になるが基本はこうである。私はそう受け止めている。それで局長が違うといえれば直さなければならない。

○國岡事務局次長

現状は、議会事務局に電話してもらおう。緊急な案件、例えば生命が危険な状態の人を発見したとか、土砂崩れ等で直ちに避難の必要があるとか、直ちに救助・支援が必要な人がいる場合以外のその他の情報は一般的な情報だと思って運用している。

○熊高議員

もう1点聞き忘れたが、八千代支所に2名配置というのは、いつの時点のことか。

○國岡事務局次長

今回はたまたま八千代支所に日野さん、岡さんが、八千代支所又は、避難所に配置されている。局長・次長・係長は本庁に配置されているが、職員が異動した場合、他の支所に配置されることもあり、年度により配置が変わる。

○熊高議員

体制づくりについては、どこで災害が起こりそうかにより、支所への職員の配置も変わってくると思う。そのへんを事務局として把握をし、局長も執行部に言われるままでなく、きちんと事務局としての体制づくりができるかどうか、確認して行うよう要望する。

○石飛副議長

他に質疑はあるか。

（質疑なし）

ないようなので、皆さんのご意見要望を受け止めて、取りまとめて進めていきたいと思う。

ここで、事務局より激甚災害についての説明を行う。

○森岡事務局長

激甚災害の指定について、先ほど前段で話をした災害救助法とは別のことである。災害救助法については、家屋の被害など、市民生活に直轄するものだが、激甚災害については、公共施設や農業施設などの被災についての対応となるものである。激甚災害については、都道府県を經由して、各市町村から当該年の各災害復旧事業等に係る査定事業の提出を行うわけだが、その中で黙っていて認められるものではない。やはり申請・要望を行わなければ認めてもらえない。災害救助法の適応が1つの判断となってくると思う。申請しなくても配慮してもらい指定してもらい可能性もあるが、必ず認めてもらいたいという時には、アクションを起こさないといけないものだと思っている。分かりにくいフロー図があるが、後程皆さんに配りたいと思っている。

○南澤議員 査定額を見積り、県通じて、国へという流れだったと思うが、動きは執行部でしているのか。

○森岡事務局長 被災箇所も全部把握していないので、これからの動きになる。事務的な流れとしては、災害査定を受けようとする場合は、色んな被災箇所をピックアップして、該当するかどうか査定を受けても補助の対処になるかどうか、ふるいにかける第一段階がある。金額が届かないものもあるし、要綱に適さないものもある。そういったものを区分けしながら、災害を申請していくものを決める。1年のうちにスポット的に査定があるので、その査定に入るように合わせて、事務を進めていく。今の時期は被災を把握する段階である。すぐ動ける状況ではない。

○南澤議員 そのつमりの意思があるという認識でよいか。ないと大変なことがある。

○石飛副議長 他に質疑があるか。

(なし)

ないようなので、先ほどの議長の提案の件、すべてに対して要望をしっかりと受け止めて、議会として取りまとめたと思うが、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、この件については終了とする。

他にその他の件で、事務局から何かあるか。

(なし)

皆さんからは何かあるか。

(なし)

ないようなので、次に進む。

6. 議員間討議事項について (案件なし)

○石飛副議長 次に議員間討議事項についてを議題とする。

議員間で討議が必要な案件があるか。

(なし)

○矢戸議長 これからも議会としては、冷静に粛々と議会運営を進めていくので、皆さんの協力をよろしく願います。

○石飛副議長 以上をもちまして、本日の全員協議会を終了する。

お疲れ様でした。

7. 閉 会 【11:43】